

⚠️ 安全に関するご注意

ご使用前に取扱説明書をよくお読みのうえ正しくご使用ください。

- 火災、感電、ケガなどの事故を未然に防ぐため、ご使用前に取扱説明書に記載されている「安全上のご注意」をすべてよくお読みのうえ、指示に従って正しく使用してください。
- 誤った取扱いをしたときに、使用者が死亡または重傷を負う可能性が想定される内容を「⚠️警告」として記載しています。安全に関する重要な内容を記載していますので、必ず守ってください。

⚠️ 警告

- 安全な作業をすすめるためには、作業場所は常にきれいに整理をし、十分な採光が必要です。散らかした作業場所は事故のもとです。
- お子様の手の届かない所に保管し、湿度の高い所、雨のかかる所、直射日光のあたる所は避けてください。
- 商品の運送途上の衝撃等により、商品が破損したり、取付部品が外れたり、曲がったりする場合がありますので、ご使用前に必ず確認して正規の状態でご使用くださいますよう、お願いいたします。
- 運転中、機械の調子が悪かったり、異常に気づいた時には直ちに使用を中止してください。
- ご使用前には、本体各部のネジ類がしっかり締め付けられているか確認してください。
- 製品は、大事に扱ってください。誤って落としたり、ぶつけたりした場合は、異常の有無を確認してください。
- 湿った場所、濡れた場所での使用は避けてください。感電事故の原因になり、モーター絶縁を低下させます。
- 必ずアース（接地）してください。（二重絶縁構造品は除く）
- 揮発性可燃物（シンナー、ガソリン等）の近くでは、絶対に使用しないでください。危険です。
- 電圧は、銘板の表示と一致しているか必ず確認してください。
- 運転中は、機械の可動部には絶対に手を触れないでください。大変に危険です。
- 安全にご使用いただくために、使用後は必ず手入れ等のメンテナンスを行ってください。
- お手入れのときや使用時に水につけたり、水をかけたりしないでください。感電、火災の恐れがあります。
- 電源コードは、破損させたり、加工や途中での接続、他の電気器具とタコ足配線などしないでください。火災の原因になります。
- 自分で分解、改造、修理をしないでください。火災、感電、ケガの原因になります。修理はお買い上げの販売店にご依頼ください。
- ご使用にならないとき・清掃・点検のときは、差し込みプラグをコンセントから抜いてください。濡れた手で抜き差ししないでください。感電の恐れがあります。
- 付属品は取扱説明書に従って確実に取り付けてください。確実にしないと、使用中に外れたりして、事故やケガの原因となる恐れがあります。
- 急激な温度変化を与えると結露が生じ故障、誤動作の原因となります。結露が生じたときは、室内に置き、自然乾燥させてから電源を入れてご使用ください。

製品を安全にご使用いただくため、弊社ホームページの安全上のご注意または各商品に付属されている取扱説明書をよくお読みの上、正しくご使用ください。



電源接続工事について

【单相200V・三相200V製品お買い求めに際して】

单相200V・三相200Vの製品には、電源コード・電源プラグが付いておりません。（一部、電源コードのみ付いている製品がありますので、各製品ページにてご確認ください。）製品の使用環境に合わせてお買い求めが必要になります。また、電源の接続には電気工事が必要になりますので、必ず電気工事士の有資格者、認定を受けた電気工事店にご相談ください。工事に不備があると、感電・火災の原因になることがあります。
※三相200Vの電源については、業務用電源【三相200V（動力、低圧電力）】の契約が出来ることが条件となります。新規の設置時、動力の設備がない場合は、動力（三相200V）の電源工事が別途必要となります。既に動力（三相200V）の電源を契約してお使い頂いている場合でも、契約の変更等が伴う場合がありますのでお買い求めの前にご確認ください。

フロン排出抑制法への対応について

製品ご使用時の簡易点検について

下記対象製品は、フロンガスが使用されており、フロン排出抑制法第一種特定製品（冷媒としてフロン類が充填されている業務用空調機器）により、管理者（所有者）またはユーザーによる3ヶ月に1回以上の簡易点検を行う必要があります。検査内容は、目視検査となり、熱交換器及び配管部分の異常音や振動、油にじみ、腐食、サビ、傷、霜付きなどとなります。
※詳しくは取扱説明書と同梱しております「フロン排出抑制法チェックシート」を参照してください。

【対象製品】 スポットクーラー 【特殊】／除湿機

製品の廃棄について

改正フロン排出抑制法が2020年4月1日に施行

業務用空調機、除湿機等にはフロンガスが含まれております。フロンの大気放出は禁止されており、みだりに放出した場合はフロン排出抑制法の罰則対象となります。これらの機器を処分するには、フロンガス回収業者によるフロンガスの回収が必要となります。所有者様により直接専門の回収業者（登録事業者）に委託し、適切に処理をして頂きますようお願いいたします。登録事業者様に関しましては、各地方自治体の窓口へご確認をお願い致します。

【対象製品】 スポットクーラー 【特殊】／除湿機